

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第62号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年3月6日 22時35分ごろ	
発生場所	友ヶ島水道 和歌山県和歌山市友ヶ島灯台から真方位208° 5.3海里付近 (概位 北緯34° 12.0′ 東経134° 57.2′)	
事故等調査の経過	平成22年4月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 シュンファ SHUN FA 6（カンボジア王国）、1,186トン 8622127（IMO 番号）、SHANGHAI JINDUO SPNG CO LTD（中華人民共和国） B 貨物船 第十五旭丸、499トン 135058、大阪旭海運株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 B 船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船尾外板にき裂を伴う凹損 B 右舷船尾外板にき裂を伴う凹損	
事故等の経過	A船は、友ヶ島水道を南進中、B船は、船長ほか4人が乗り組み、友ヶ島水道を南進中、船長Bが居眠りに陥ったまま、航行を続け、衝突直前にA船の存在に気付いたが、平成22年3月6日22時35分ごろ友ヶ島水道において、A船の左舷船尾とB船の右舷船尾とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 ほぼ低潮時	
その他の事項	A船は、衝突の約10分前、徐々に20度左転を開始しており、その理由について、4月27日代理店を通じてオーナーに照会したが情報が十分に得られなかったため、明らかにすることができなかった。 船長Bは、寝不足の状態であった。 B船は、再発防止のため、運航を見直し、睡眠時間を十分とれるようにすることとした。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、友ヶ島水道の友ヶ島灯台南南西方沖を南進中、衝突を避けるための協力動作をとらなかったため、衝突したものと考えられる。 B船は、友ヶ島水道の友ヶ島灯台南南西方沖を南進中、船長Bが居眠りに陥ったため、衝突直前までA船に気付かなかったものと考えられる。

原因	本事故は、友ヶ島水道の友ヶ島灯台南南西方沖において、A船が南進中、B船が南進中、A船がB船を避ける協力動作をとらず、また、船長Bが居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	--